

市第190号議案 横浜市男女共同参画センター条例等の一部改正
及び市第205号議案 横浜市立学校条例の一部改正について

1 市立小学校の新設

(1) 趣旨

中区の本町小学校は、通学区域内のマンション増加等に伴い、平成30年4月から平成40年3月の間で児童を受け入れられなくなるため、新設校を設置します。

(2) 新設する市立学校（別紙1 区域図参照）

横浜市立みなとみらい本町ほんちょう小学校（所在地：西区高島一丁目2番）

(3) 新設年月日（施行日は教育委員会規則で定める）

平成30年4月1日

(4) 条例改正概要

みなとみらい本町小学校を新設するため、条例別表に追加します。

2 市立高等学校附属中学校の新設

(1) 趣旨

横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校中高一貫教育校化に関する基本計画に基づき、併設型の中学校を新設します。

(2) 新設する市立学校（別紙2 位置図参照）

横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校
（所在地：鶴見区小野町6番地）

(3) 新設年月日（条例施行期日）

平成29年4月1日

(4) 条例改正概要

横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校を新設するため、条例別表に追加します。

3 義務教育学校の設置

(1) 趣旨

平成 27 年 6 月に学校教育法等が改正され、1 人の校長のもと、一つの組織として、9 年間一貫した教育を行う「義務教育学校」が新たな校種として創設されました。

法令上組織が一体化することや教育課程特例制度の手続きの簡素化等、義務教育学校のメリットを生かした取組を充実させ、本市の小中一貫教育を更に推進するため、現在、小中一貫校である霧が丘小中学校を平成 28 年 4 月に義務教育学校に移行します。

(2) 新設する市立学校（別紙 2 位置図参照）

横浜市立霧が丘義務教育学校（所在地：緑区霧が丘四丁目 4 番地）

(3) 廃止する市立学校

横浜市立霧が丘小学校（所在地：緑区霧が丘四丁目 3 番地）

横浜市立霧が丘中学校（所在地：緑区霧が丘四丁目 4 番地）

(4) 新設年月日（条例施行期日）

平成 28 年 4 月 1 日

(5) 条例改正概要

ア 市第 205 号議案関係

新たな学校種として義務教育学校を新設します。

また、霧が丘義務教育学校を設置するため条例別表に追加し、これに伴い、霧が丘小学校と霧が丘中学校を条例別表から削除します。

イ 市第 190 号議案関係

義務教育学校の設置に伴い、関係する条例について、条文に新たな学校種である「義務教育学校」を加えるなどの改正を一括して行います。

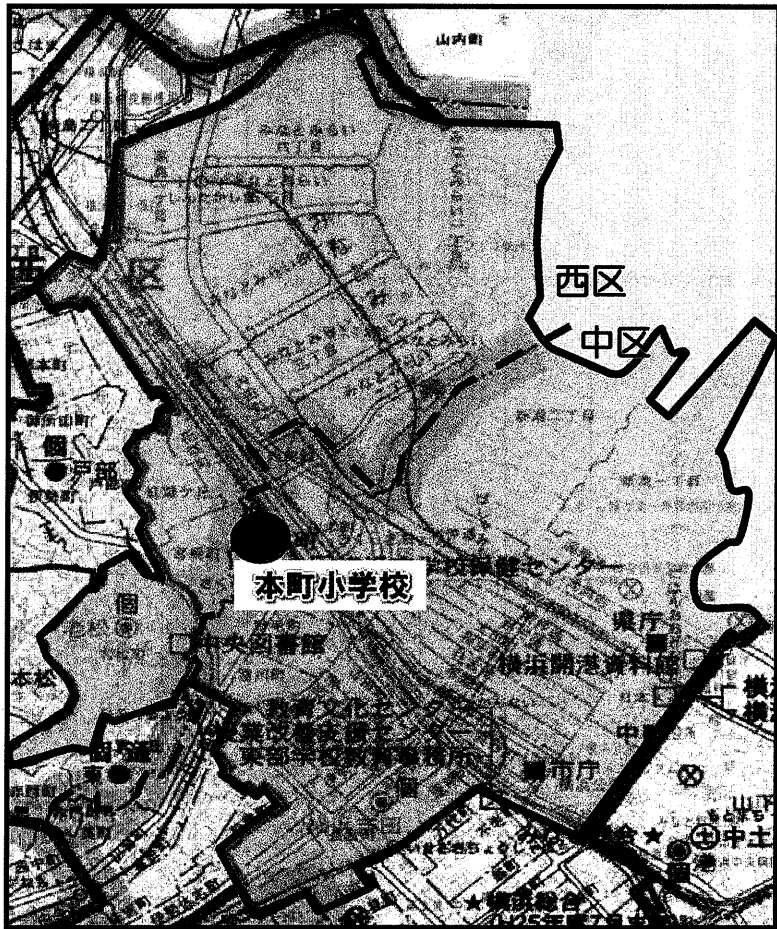
【第 190 号議案関係条例一覧】

	改正する条例	改正内容
1	横浜市男女共同参画センター条例	市民利用施設の利用料金
2	横浜市実費弁償条例	実費弁償の適用除外となる者の範囲
3	横浜美術館条例	市民利用施設の利用料金
4	横浜人形の家条例	市民利用施設の利用料金
5	横浜市青少年施設条例	市民利用施設の利用料金
6	横浜こども科学館条例	市民利用施設の利用料金
7	横浜市認定こども園の要件を定める条例	教育及び保育の内容にかかる基準
8	横浜市小児の医療費助成に関する条例	医療費助成の対象
9	横浜市障害者スポーツ文化センター条例	市民利用施設の利用料金
10	横浜市高齢者保養研修施設条例	市民利用施設の利用料金
11	横浜市動物園条例	市民利用施設の利用料金
12	横浜市建築基準条例	施設整備に関わる基準
13	横浜市港湾施設使用条例	市民利用施設の利用料金
14	横浜市海づり施設条例	市民利用施設の利用料金
15	横浜市高速鉄道運賃条例	地下鉄の通学割引
16	横浜市民の読書活動の推進に関する条例	対象となる学校の範囲
17	横浜市歴史博物館条例	市民利用施設の利用料金
18	横浜市学校規模適正化等検討委員会条例	対象となる学校の範囲
19	横浜市少年自然の家条例	使用できる者の範囲
20	横浜市学齢児童生徒就学奨励条例	就学奨励金の支給対象

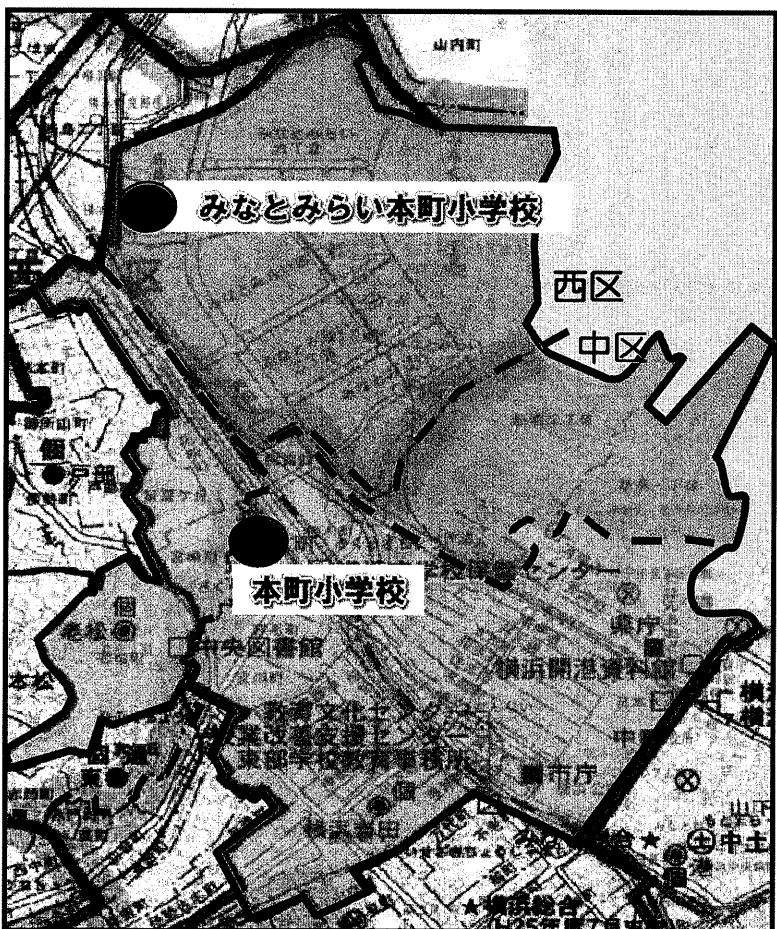
みなとみらい本町小学校 位置及び予定通学区区域図

〈別紙 1〉

新設前



新設後

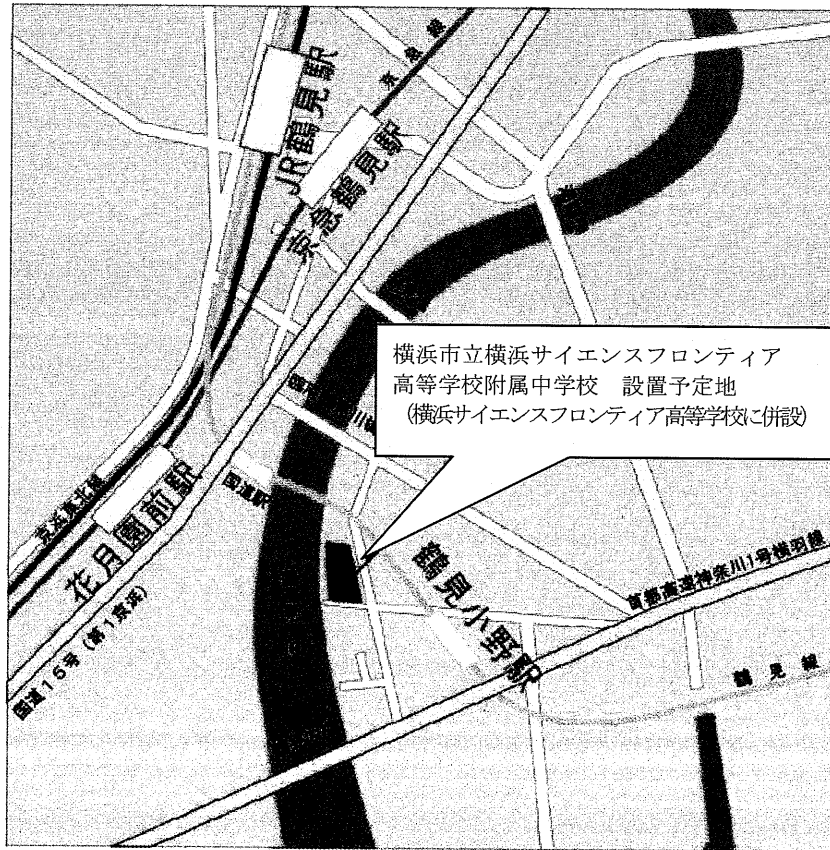


凡例	
●	小学校
—	小学校通学区区域線
- - -	新設後通学区区域線

- 新設校整備概要
- ・普通教室（17教室）
 - ・個別支援、特別支援教室（3教室）
 - ・特別教室、多目的室
 - ・その他（管理諸室（職員室等）、体育施設（屋内運動場、プール等））

<別紙 2>

(1) 横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校 位置図



(2) 横浜市立霧が丘義務教育学校 位置図

